

都島区北部(淀川沿岸)の地域特性を活かしたイベントの企画運営および 各種調査業務委託 募集要項(公募型プロポーザル)

1 案件名称

都島区北部(淀川沿岸)の地域特性を活かしたイベントの企画運営および各種調査業務委託

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的と概要

三方を川に囲まれた都島区において、北側に位置する淀川河川公園(毛馬地区)には、野球場やテニスコート、陸上トラック、バーベキュー広場などがあり、都心に近いアクティビティスポットとして高いポテンシャルがある。また、万博開催地(夢洲)と淀川上流を結ぶ航路として淀川大堰閘門が整備されるなど、淀川沿線においては、水上交通ネットワークの整備に向け、魅力あるにぎわいづくりの取組が進められている。

このように、区の特徴的な魅力スポットである淀川河川公園(毛馬地区)を中心に、「魅力創出・魅力発信につながるイベント」(以下「本イベント」と言う。)を、「みやこじま未来EXPO」※の一環として本業務で実施する。

本イベントの実施にあたっては、①地域特性や地域意向を把握しながら、淀川に近い地域住民をはじめ区民の方々により多く参加いただき、淀川沿岸の魅力の再発見・再確認する場をつくることで地域のにぎわいを創出し、万博開催に向けて認知度、来場意欲の向上といった機運醸成の取組を行うこと、また、②本取組を通して、今後の魅力あるまちづくりに繋げていくため、情報・データの収集を行うことを目的とする。

なお、②の目的に向けた取組については、別途進めている「都島区まちづくりビジョン(仮称)」(以下「まちづくりビジョン」という)の検討と連携・調整して行うこととする。

※ 「みやこじま未来EXPO」

都島区では、2025 大阪・関西万博に向けて、「みやこじま未来EXPO」として様々な取組を行っている。

(2) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(3) 事業規模(契約上限額)

金 6,395,000 円(消費税及び地方消費税の額を含む)

(4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日

(5) 履行場所

淀川河川公園(毛馬地区)等

(6) 費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、本市は契約金額以外の費用は負担しない。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

大阪市契約規則に基づき、仕様書及び企画提案書により委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結しないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。

また、本市が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、発注者の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙「業務委託契約書（成果物型）」参照

(4) 契約保証金

契約保証金 大阪市契約規則第 37 条第 1 項第 1 号または第 3 号に該当するときは免除
保証人 不要

(5) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4-1 応募資格、必要な資格・許認可等

参加申込のできる者は、次の各号に定める資格を全て満たす法人とし、個人での参加申込はできない。

複数の法人によって構成される共同体（以下「共同体」という。）により参加申込する場合は、「4-2 共同体に関する条件」を参照すること。

ただし、単独もしくは共同体を構成する法人として参加申込する法人は、他の共同体の構成員となり参加申込する等、重複した形で本プロポーザルに参加申込することはできない。

- (1) 国・地方公共団体でないこと
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (3) 次の大阪市入札参加有資格者名簿の承認種目の入札参加条件をいずれも有していること。

- ① 令和 4・5・6 年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）種目「04:映画等制作・広告・催事、印刷 03:催事」に登録されていること。
- ② 令和 4・5・6 年度大阪市入札参加有資格者名簿（物品供給・業務委託）に承認種目「13 その他代行（大分類） 17 各種施策研究・調査（中分類） 01 各種施策研究・調査（小分類）」で登録していること。

- (4) 企画提案時において、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと
- (5) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。また、特定の公職者（候補者を含む）もしくは政党を推薦、支持もしくは反対することを目的とした団体でないこと
- (7) 国税及び大阪市税の未納がないこと
- (8) その他、公共の福祉に反する活動をしていないこと
- (9) 適切な情報セキュリティ・ポリシー及び情報管理体制が整備されていること。

4-2 共同体に関する条件

事業者が共同体を結成して申請する場合は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。

- (1) 各事業者は、共同体の代表となる事業者（代表者）を決め、代表者が全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つようにすること。なお、代表者は、業務の遂行責任を持つことのできる事業者とすること。
- (2) 参加申請以後、代表者及び共同体を構成する事業者（構成員）の変更は認めない。
- (3) 構成員の代表となる事業者が、上記「4-1 参加資格」の(1)～(9)の基準の全てを満たしていること。それ以外の構成員は、上記「4-1 参加資格」(1)、(2)、(4)～(9)の基準の全てを満たしていること。
- (4) 代表者とならない事業者にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
- (5) 参加申請時に共同体の協定書の写しを併せて提出すること。なお、協定書にはそれぞれの事業者の役割分担及び活動割合を詳細かつ明確に記載すること。
- (6) 単独で応募した事業者は、他の共同体の構成員となることはできない。
- (7) 代表者を含む共同体を構成する事業者（構成員）は、複数の共同体の構成員として応募することはできない。

5 スケジュール

・ 公募開始	令和6年8月19日（月）
・ 仕様書参考資料配布開始	令和6年8月19日（月）
・ 質問受付期限	令和6年8月30日（金）
・ 質問に対する回答	令和6年9月6日（金）
・ 仕様書参考資料配布申請期限	令和6年9月13日（金）
・ 参加申出関係書類の提出期限	令和6年9月13日（金）
・ 参加資格決定通知	令和6年9月17日（火）
・ 企画提案書の提出期限	参加資格決定通知受理後～令和6年9月25日（水）
・ プレゼンテーション審査	令和6年10月3日（木）（予定）

- ・ 選定結果通知 令和6年10月上旬（予定）
- ・ 契約締結・事業開始 令和6年10月下旬頃
- ・ 事業完了 令和7年3月31日（月）

6 応募手続き等に関する事項

(1) 仕様書参考資料の配布

- ア 受付期間 公募開始から令和6年9月13日（金）午後5時30分まで
- イ 配布する資料 仕様書に記載の参考資料「令和5年度実施計画書」
- ウ 配布申込方法 別紙「参考資料配布願（様式1）」に必要事項を記入し、「9提出先、問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールで提出すること。その他の方法での送付、電話や口頭、直接持参では受け付けない。件名を「【資料配布願：地域特性を活かしたイベントおよび各種調査】（質問事業者名）」とし、送付後は電話確認を行うこと。
- エ 配布方法 本市指定の大容量データ送信サービスを利用して配布する。ダウンロードURLなどの詳細は「参考資料配布願（様式1）」に記載の担当者宛電子メールにて行う。原則として、「参考資料配布願（様式1）」の提出の翌営業日までに送信することとする。
- オ その他 応募を希望するものは、必ず参考資料の配布を受けること。参考資料の配布を受けていないものは本件に参加することはできない。

(2) 質問の受付

- ア 受付期間 公募開始から令和6年8月30日（金）午後5時30分まで（必着）
- イ 提出方法 別紙「質問票（様式2）」に記載し、「9提出先、問合せ先」に記載のメールアドレスに電子メールで提出すること。その他の方法での送付、電話や口頭、直接持参での質問は受け付けない。件名を「【質問：地域特性を活かしたイベントおよび各種調査】（質問事業者名）」とし、送付後は電話確認を行うこと。なお、添付ファイルが10MBを超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。
- ウ 回答方法 受け付けた質問事項に対する回答は、令和6年9月6日（金）に本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合は掲載しない。また、ホームページに掲載した回答に対する再質問は受け付けないものとする。

(3) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ア 受付期間 公募開始から令和6年9月13日（金）午後5時30分まで
 - ※ 受付は、月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、午前9時～午後5時30分まで。
- イ 提出書類 次の必要書類（各1部）
 - ① 参加申請書（様式3-1、3-2）
 - ② 誓約書（様式4）
 - ③ 法人等の概要（様式5）

- ④ 情報セキュリティ・ポリシーに関する資料（様式自由）
- ⑤ 印鑑証明書（申請時点で発行から3カ月以内のもの：原本）
- ⑥ 共同体結成に係る協定書(写)及び共同体の構成員、代表者、役割分担、責任関係、組織運営に関する事項等を明確に記載したものに、代表者の自署もしくは印を捺印したもの及び、代表法人とならない法人にあっては、代表法人に代表権を委任する旨が記載されている委任状（様式自由）

※ ②～⑤は、共同体での申請の場合、構成員となる全ての事業者について提出すること。

※ ⑤は参加申請時点において、本市入札参加有資格者名簿に登録のある者については省略できるものとする（【様式3-1、3-2】に承認番号を記載すること）。

ウ 提出方法 直接持参、送付

※持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来所すること。

※送付の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、申請期間内に到着したものに限り

エ 提出場所 「9 提出先、問合せ先」に記載のとおり

オ 参加資格決定通知送付

令和6年9月17日（火）に電子メールにより通知する。

参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書をメールにて交付する。

（4）企画提案書の提出

ア 受付期間

参加決定通知を受け取った日から令和6年9月25日（水）午後5時30分まで

イ 提出書類等

応募事業者は、次の「ウ 企画提案書等の内容」に基づき、書類一式の正本1部、副本8部（副本は複写可）の計9部、および提出書類（副本）の電子データを提出すること。

※ 正本のファイルの表紙及び背表紙には、応募事業者名を記入すること。副本には提案事業者名の記載は行わない。また、事業者名や事業者を特定できる箇所（所在地・代表者氏名・ロゴマーク等）について、パンフレット等で法人名等が印刷されたものを使う場合でも、副本にはマスキングの処理を行うこと。

※ 本業務と最も類似性が高い業務実績について、報告書等、内容が分かるものを正本に添付して提出すること。大量となる場合は、概要版または要約版等、調査報告の要旨を抜粋した資料でも可。（正本1部のみ。フラットファイルに編綴せず、別冊としても良い。）

※ ファイルの表紙及び背表紙に「都島区北部（淀川沿岸）の地域特性を活かしたイベントの企画運営および各種調査業務委託公募プロポーザル提出書類」と記載すること

※ 電子データは、PDF形式での提出とし、副本と同様、応募事業者名の削除、応募事

業者名が推察できる情報等の表示のマスキングなどの処理を行うこと。

ウ 企画提案書等の内容

- ・企画提案書表紙【様式6】
- ・技術提案書

提案テーマ

①本イベントを地域特性や地域意向を活かしたものとすることで淀川沿岸の魅力の再発見・再認識につなげるとともに、本イベントの企画、開催を通して集められた、定量的・定性的な情報・データなどの知見を今後のまちづくりにつなげていきたいと考えている。

どのような方法で、どのような対象から、どういった内容の情報を収集し、本イベントの企画や今後の魅力あるまちづくりの展開にむけた提案につなげるか、また、本イベントをきっかけとする取組を継続させるために、どういったことが考えられるか、具体的に提案すること。

②現時点で想定される本イベントの企画概略（開催日時、コンテンツ数、主なコンテンツの内容、想定参加人数、参加者属性など）を提案すること。

主なコンテンツの内容には、自然体験学習のコンテンツを必ず含めること。提案に際しては、類似コンテンツの実施実績、実施例を挙げ、できるだけ具体的に記載すること。

※ 様式は自由。①と②の提案内容の概要を含む提案主旨をA3サイズ1枚で作成し、提案の詳細については①と②合わせてA4サイズ10枚もしくはA3サイズ5枚でまとめること。（①と②それぞれの枚数の配分は自由であるが、どちらかに極端に偏らないよう留意すること）

※ 文字のサイズは、本文は10.5ポイント以上、図表内は8ポイント以上とするよう努めること。

- ・業務実施体制表【様式7】
- ・業務委託料算定書【様式8】
- ・類似業務実績に関する調書【様式9】

エ 提出方法

直接持参または送付（正本、副本）、電子メール（電子データ）

※持参の場合は、事前に電話連絡をしてから来所すること。

※送付の場合は、配達までの送達過程の記録が確認できる特定記録等により、申請期間内に到着したものに限る

※電子メール送付の際は、件名を「【企画提案書：地域特性を活かしたイベントおよび各種調査】（提出事業者名）」とし、送付後に電話確認を行うこと。なお、添付ファ

イルが 10MB を超えるとメールを受け取ることができないため、留意すること。

オ 提出場所

「9 提出先、問合せ先」に記載のとおり。

(5) プレゼンテーション審査

提出された企画提案書をもとに、業務の実施方針等についてプレゼンテーションを行うこととする。

- ア 実施予定日 令和6年10月3日(木)午後(予定)に、応募事業者からのプレゼンテーション及び応募事業者へのヒアリングを実施する予定である。なお、実施日時、プレゼンテーションの方法などについては、別途通知する。
- イ 場所 大阪市都島区役所(大阪市都島区中野町2-16-20)
- ウ 説明時間 1事業者あたり30分程度(うち説明10分以内、質疑応答を含む。)
- エ その他 ①参加資格確認通知書を交付した事業者が多数となった場合、プレゼンテーション審査の実施方法(実施日、説明時間等)について、変更する可能性がある。この場合、対象事業者に対して別途通知を行う。
②プレゼンテーション審査は非公開とする。
③プレゼンテーション時の資料は企画提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更等は認めない。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

(配点設定) ※選定委員会各委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり

業務の理解度	事業目的並びに業務内容を理解した提案であるか	20点
効果性	事業目的の達成にとって効果的な提案であるか	20点
独創性	提案者の知見やノウハウを活かした提案であるか	20点
遂行力	確実に遂行できる実施体制・運営基盤があるか	20点
積算の妥当性	費用積算根拠の妥当性	10点
類似業務の実績	過去に類似業務の実績があり、必要な実績・ノウハウを持っているか	10点
計		100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「都島区北部(淀川沿岸)の地域特性を活かしたイベントの企画運営および各種調査業務委託業者選定委員会」を開催し、プ

レゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、全委員の平均点により、最優秀提案事業者を選定する。

- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 選定委員会の日時は、事前に参加者へ連絡する。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」に記載している評価項目「業務の理解度」の得点が高い方を最優秀提案者とする。
- オ 評価点の合計が基準点（平均 60 点）に満たなかった場合は、評価点が最も高い業者であっても、その事業者の提案は採用しないものとする。
- カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は、決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書等は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出書類は返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 期限後の提出、差替え等は認めない。
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

9 提出先、問合せ先

〒534-8501 大阪市都島区中野町2丁目16番20号

都島区役所総務課（政策企画）

TEL：06-6882-9684 FAX：06-6882-9787

電子メール：tb0010@city.osaka.lg.jp

※受付は、月曜日から金曜日の午後0時15分～午後1時及び土曜日・日曜日・祝日を除く、
午前9時～午後5時30分まで。